

第4章 東松山市共通の活動計画

例 示

基本目標 1 地域社会の多様な主体をつなげる つなげる

(1) 地域力の向上 ◆重点取組 1

現状と課題

各地域においては、少子高齢化や人口を抱えています。また、困りごとを抱えている人や支援を必要とする人も増えており、そうした人の中には、自ら支援を求めることができず、社会から孤立している人もいるため、身近な地域での見守りや声かけなど、日常的な支援の積み重ねが重要となっています。

そのため、地域の多様な主体が協力して、様々な地域の生活課題を解決に導ける力を育てるよう、日頃からの住民同士の助け合い活動の促進や、地域の社会資源を生かした支援体制の強化を図っていく必要があります。

施策の方向性ごとに現状と課題を整理

今後の展開

地域における取組の方向

助け合い活動等を推進し、地域力の向上に向けて取り組みます。

現状と課題を踏まえた今後の地域における活動展開として方向性と、取組にあたって押さえておくべき点

【取組のポイント】

- 日頃からの声かけや見守り、助け合い活動などの推進を図ります。
- 第2層の協議体の活動などを通じて、地域の課題の発見や解決に向けた取組が各地域で展開されるように推進します。

推進していく取組

計画期間中に推進していく、進捗状況の評価管理を行う取組

1	多様な助け合い活動の推進				
実施主体	社会福祉協議会、社協支部、自治会、地域住民、ボランティア団体等				
方針・目標	住民同士の助け合い活動の促進やボランティア活動への支援などを行います。				
取組の方法	関係機関などが連携・協働して、住民同士の助け合い活動の把握や活動支援、住民の参加に向けた広報活動の充実に取り組みます。また、推進にあたり、高齢者や障害者、子育て分野などとも連携していきます。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	評価・改善・計画・実行				

基本目標1 地域社会の多様な主体をつなげる

つなげる

(1) 地域力の向上 ◆重点取組1

現状と課題

各地域においては、少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化など、様々な課題を抱えています。また、困りごとを抱えている人や支援を必要とする人も増えており、そうした人の中には、自ら支援を求めることができず、社会から孤立している人もいるため、身近な地域での見守りや声かけなど、日常的な支援の積み重ねが重要となっています。

そのため、地域の多様な主体が協力して、様々な地域の生活課題を解決に導ける力を育てるように、日頃からの住民同士の助け合い活動の促進や、地域の社会資源を生かした支援体制の強化を図っていく必要があります。

今後の展開

地域における取組の方向

助け合い活動等を推進し、地域力の向上に向けて取り組みます。

【取組のポイント】

- 日頃からの声かけや見守り、助け合い活動などの推進を図ります。
- 第2層の協議体の活動などを通じて、地域の課題の発見や解決に向けた取組が各地域で展開されるように推進します。

推進していく取組

1	多様な助け合い活動の推進				
実施主体	社会福祉協議会、社協支部、自治会、地域住民、ボランティア団体等				
方針・目標	住民同士の助け合い活動の促進やボランティア活動への支援などを行います。				
取組の方法	関係機関などが連携・協働して、住民同士の助け合い活動の把握や活動支援、住民の参加に向けた広報活動の充実に取り組みます。また、推進にあたり、高齢者や障害者、子育て分野などとも連携していきます。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	評価・改善・計画・実行				

2	地域力の支援体制の強化				
実施主体	社会福祉協議会、市、社協支部、地域住民等				
方針・目標	地域住民が地域の課題に関心を持ち、課題解決に向けて積極的に参加し、地域のつながりを深めていきます。				
取組の方法	地域福祉コーディネーターが中心となって、地域住民とともに地域の課題の整理や解決に向けた検討を行い、課題の解決に向けて地域の多様な主体と連携した地域資源の活用など、様々な工夫や取組を積み重ね、地域力の強化を図ります。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	評価・改善・計画・実行				

地域の取組の紹介

■大岡地区では（地区別プランより）

公共交通機関や買い物の問題、空き家の問題など、地域の生活課題を整理し、「住みやすい生活環境の確保」に向けて、地域住民や各種団体などが連携し、行政や関係機関への主体的な働きかけと地域の支え合い活動を推進します。



(2) 自治会や民生委員・児童委員、ボランティアなど地域の関係者との連携・協働

現状と課題

自治会や民生委員・児童委員、ボランティアは、日頃から地域住民に寄り添い、見守りや相談ごとへの対応など、地域の課題や困りごとを抱えている地域住民の課題解決に向けて取り組んでいます。その他にも、地域では、子ども会やPTA、商工会など、地域に根差した活動をしている組織・団体が多くあります。地域の課題解決にあたっては、このような地域の活動に従事する地域関係者との連携・協働は欠かせません。

しかし一方で、近年は自治会の加入率の低下や民生委員・児童委員のなり手不足などの課題もあります。また、近年は市民のプライバシー意識の高まりと相まって、個人情報の取り扱いなども問題となる一方で、地域住民の現状把握が難しくなり、地域で生活するにあたって必要な情報や支援が受けられず、孤立を招くことなどが心配されています。

日頃から地域で活動する自治会や民生委員・児童委員、ボランティアなどの地域関係者は、身近な地域の課題に気づき、解決に向けた取組を推進する上で要となる存在です。そのため、それぞれの強みを生かしながら役割を分担し、協働しながら地域福祉活動に取り組んでいくことは、地域福祉を推進する上でも大きな効果が期待できます。また、同時にそれぞれの組織においても、効率的な組織運営につながることを期待できます。

令和元年10月に発生した台風第19号では、災害ボランティアセンターを拠点とした被災者支援活動において、社会福祉協議会とともに、自治会と民生委員・児童委員、ボランティアなどが協力し、被災者のニーズ調査などを行いました。それにより、より効果的な復興に向けた支援活動を実施することができました。こうした地域関係者が力を合わせた取組が、様々な場面で生かされるように、社会福祉協議会を中心とした地域関係者をつなぐ取組を推進していく必要があります。

今後の展開

地域における取組の方向

地域関係者とともに、地域力の向上に取り組めます。

【取組のポイント】

- 地域福祉の推進にあたり、自治会や民生委員・児童委員などとともに、地域の課題に関する意見交換や情報の共有を図ります。
- 協力できる事業について、連携・協力を図ります。

推進していく取組

3		地域福祉活動の関係者の連携・協働				
実施主体	社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員協議会、ボランティア団体等					
方針・目標	地域の関係者が連携・協働し、地域の課題の早期発見・解決を図るなど、地域福祉の向上を図ります。					
取組の方法	地域住民からの相談や課題などについて、解決に向けた取組を進めるために、関係機関などが話し合いの場を設けるなど連携・協働に取り組みます。また、個人情報に留意しながら情報共有を図ります。					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
	評価・改善・計画・実行					

4		地域づくりに携わる協力者・団体との連携				
実施主体	社会福祉協議会、自治会、ハートピアまちづくり協議会、学校、子ども会、PTA、シニアクラブ、ボランティア団体、商工会、NPO法人等					
方針・目標	地域で活動する様々な組織や団体の積極的な地域福祉活動への参加を図ります。					
取組の方法	関係団体などは、互いに連携して、地域福祉活動への参加が拡大するように、活動の趣旨についての説明や協力への呼びかけ、活動支援などを行います。					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
	評価・改善・計画・実行					

地域の取組の紹介

■唐子地区では（地区別プランより）

子どもを中心としたイベントでは保護者の参加も期待でき、若い世代との関わりもできるため、自治会や子ども会、シニアクラブなど、地域の様々な団体と連携し、社協支部事業や地域の行事などにおいて、多世代交流・子どもの参加促進を図ります。

(3) 地域福祉に携わる社会福祉法人との連携・協働

現状と課題

介護や障害、子育て、貧困、孤立など、地域住民が抱える問題は多岐にわたり、また、複数の問題を抱えている事例や、認知症や虐待などの複雑な事例もあります。

こうした多様化・複雑化する問題への対応にあたっては、福祉に関する専門的な知識や実績を有する社会福祉法人の存在は大きなものであり、地域の社会福祉施設などの社会福祉法人が連携・協力しながら、創意工夫のある地域福祉活動の展開を図っていくことが期待されます。

そのため、地域で活動する社会福祉法人が、互いの活動状況について把握し、地域福祉への理解と協力を求め、協力関係を深めていく必要があります。

今後の展開

地域における取組の方向

地域の社会福祉法人と連携した多様なアプローチで地域福祉の充実を図ります。

【取組のポイント】

- 地域福祉活動への理解と協力を求め、同じ目線を持って地域福祉活動に取り組めるように推進します。

推進していく取組

5	地域の社会福祉法人との連携強化				
実施主体	社会福祉協議会、市、社会福祉法人等				
方針・目標	地域の社会福祉法人が互いに連携を強化し、地域福祉活動の充実を図ります。				
取組の方法	市内で事業を展開する社会福祉法人の活動状況の把握に努めます。また、広報活動や会議の場の活用など様々な手法を通じて、市の地域福祉活動について互いに理解と協力を求め、社会福祉法人が有する専門的な知識や実績が地域福祉活動に生かせるような協力関係を深めます。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	評価・改善・計画・実行				

(4) 市との連携体制の強化

現状と課題

介護保険の分野から始まった市が取り組んでいる地域包括ケアシステムは、高齢者にとどまらず、障害者や子ども・子育て、生活困窮など、様々な分野でも包括的な支援体制の仕組みづくりが求められています。

包括的な支援体制は、本計画においても重点取組としており、分野横断的な多様な主体の連携が必要となるため、関係機関との調整や協力関係づくりなど、市との連携・協働は欠かせません。また、市は、地域で解決できない課題について、公的な福祉サービスを適切に実施する役割を担っています。

そのため、市と効率的・効果的な連携が図れるように、情報の連絡体制や情報共有の在り方など、連携体制の強化を図っていく必要があります。

今後の展開

地域における取組の方向

市と連携し、地域の包括的な支援体制の構築に努めます。

【取組のポイント】

- 地域の包括的な支援体制の構築に向けて、市との連携強化を進めます。
- 地域の課題や地域の活動状況について市と情報を共有し、地域福祉活動の推進を図ります。

推進していく取組

6	市との連携体制の強化				
実施主体	社会福祉協議会、市、社会福祉法人等				
方針・目標	多分野にわたる地域の課題に効率的・効果的に対応できるように、市との連携体制の強化を図ります。				
取組の方法	市と社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人などが連携を図り、地域福祉計画と地域福祉活動計画の進捗状況の確認や意見調整などを随時行います。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	評価・改善・計画・実行				

基本目標2 多様性を尊重しながら支え合う

支え合う

(1) 地域活動等への住民参加の促進

現状と課題

住民同士の「つながり」を育み、お互いに生活を支え合うことができるような地域づくりを進めていくためには、住民自身が地域に関心を持ち、地域の課題の把握や解決の担い手として主体的に関わることが重要となります。

市が実施したアンケート調査では、隣近所との交流が少ないことや世代間交流が少ないことなどを地域の課題と感じている人が多くいます。地区別プラン作成部会においても、地域活動などへの住民参加が減少しており、地域のつながりの希薄化や地域の伝統・文化の継承を心配する意見が多く、若い世代の参加が今後の地域文化の存続を図る上でも重要となっています。また、一方で、アンケート調査では、地域活動などに参加している人は地域への愛着が高く、地域の支え合いも感じている様子が見えことから、地域活動など地域への参加を促すことは、地域福祉活動においても重要です。

住民生活が多様化する中で、地域と距離をおきたいと思う人もいます。しかしながら、様々な機会や場づくりを通じて、地域の良さや、支え合いの重要性など、地域住民が改めて認識できるきっかけとなるように、地域とのふれあいの機会でもある地域活動などへの参加促進を図る必要があります。

今後の展開

地域における取組の方向

地域住民の主体的な参加による地域活動の継続・発展に向けて取り組めます。

【取組のポイント】

- 地域住民が地域の良さを知り、地域に関心を持つきっかけとなるように、地域活動への参加促進を図ります。

推進していく取組

1	地域活動への住民参加の促進				
実施主体	社会福祉協議会、市、自治会、シニアクラブ等				
方針・目標	地域活動への住民参加が進むように、活動に関する情報発信の支援をします。				
取組の方法	シニアクラブや地域の支え合いサポート事業、ファミリー・サポート・センターなど、様々な地域活動への参加者の拡大を図るため、活動に関する地域住民への情報発信などに取り組みます。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	評価・改善・計画・実行				

地域の取組の紹介

■野本地区では（地区別プランより）

あいさつ運動を推進しており、チラシの配布や、標語の募集を行っています。子ども達にとっても、標語を考えることであいさつについて考えるきっかけとなるため、今後もあいさつ運動に取り組みます。

また、地域の伝統行事などへの参加を通じて地域への愛着や顔のみえる関係づくりのきっかけとなるように、地域の行事やイベントを周知し、参加の拡大を図ります。

(2) 支え合い・見守り活動の充実

現状と課題

地域では、核家族化や少子高齢化が進む中で、ゴミ出しや電球交換などのちょっとした日常生活の支援を必要としている高齢者や、子どもの見守りを求める子育て世帯などが多くいます。

社会福祉協議会では、支え合いサポート事業やふれあいきらめきサロンを推進するなど、地域を基盤とした支え合いの仕組みづくりを進めています。また、地域では民生委員・児童委員による活動や自治会・町内会による活動、子ども見守り隊^{*}などボランティア団体による自主的な取組なども行われています。地区別プラン作成部会においても、このような地域の支え合いや見守りの重要性を指摘する意見が多くありました。

また、近年全国的に社会問題化しているひきこもりや生活困窮、虐待、80歳代の親が50歳代の子どもの生活を支えるという8050問題などは、問題が深刻になるまで顕在化しにくいいため、問題を抱え込み孤立しないように集いの場の充実や、気になる場面に遭遇した場合は、相談窓口連絡して支援につなぐといった役割を地域住民が担っていけるように、周知を図る必要があります。

今後の展開

地域における取組の方向

地域の日常的な支え合いと日常の見守り活動を推進します。

【取組のポイント】

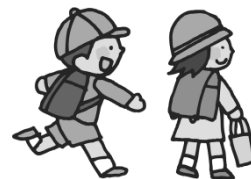
- 支援を必要とする人を地域全体で見守り、支え合う活動への市民の参加促進を図ります。
- 問題を抱え込み孤立しないように、集いの場の充実や相談窓口の周知に取り組みます。



子ども見守り隊

各ボランティア団体が、小学校への登校時や下校時に子どもたちが事故にあわないように見守り活動を行っています。

各ボランティア団体は子ども見守り隊として市（地域支援課）に登録すると、保険への加入、ベストや腕章、帽子が支給されます。



推進していく取組

2	地域住民による自治会や地域コミュニティ活動の振興				
実施主体	社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、シニアクラブ等				
方針・目標	地域住民による見守りや支え合い活動を通じて、地域のつながりの再構築に取り組みます。				
取組の方法	自治会をはじめとする地域コミュニティによる見守りや支え合い活動への地域住民の参加促進に努めます。また、SOSに気づいた場合は相談窓口連絡し、支援につなげられるように周知します。さらに、効率的、効果的に行われるように、個人情報に留意しながら、情報共有の在り方なども検討して、地域全体での見守り・支え合い体制づくりを進めます。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	評価・改善・計画・実行				

3	サロン活動など集いの場の充実				
実施主体	社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、地域住民、ボランティア団体等				
方針・目標	地域住民が主体となって運営するサロン活動など、地域の集いの場の充実を図ります。				
取組の方法	地域を拠点に、当事者である住民と協力者やボランティアとが協働で企画をし、運営していくサロンの活動が市域全体に広がるように、サロンの立ち上げ支援や活動支援を行います。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	評価・改善・計画・実行				

地域の取組の紹介

■高坂地区では（地区別プランより）

地域の見守り体制が弱くなってきていることが心配されていますが、見守りについては特定の人が行うのではなく、誰もが見守り・見守られる両方の役割を担うことで、『安心して暮らせる高坂』を目指し、地域の見守りネットワーク（つながり）を推進します。

(3) 小地域福祉活動の推進 ◆重点取組2

現状と課題

社会福祉協議会では、市内7つの市民活動センターの圏域ごとに社協支部を設置し、地域福祉活動を推進しています。しかし、近年は、さらに小さな地区の単位で変化がみられ、それぞれの地域での課題も異なり、小地域福祉活動の重要性が高まっています。

地区別プラン作成部会や市が開催した地区懇話会においても、少子高齢化が急速に進んでいる地域や、宅地化により若い世代が多く住んでいる地域、集合住宅の増加により単身世帯が多い地域、外国人の居住者が増えている地域など、福祉圏域には様々な特色を有する小地域が混在している様子がうかがえます。

地域での暮らしを継続していくためには、地域の状況に応じた支援体制を築いていく必要があります。

住民の顔の見える日常生活圏を基礎に行われる、住民が主体になって取り組む小地域福祉活動は、社会的な孤立を防ぎ、生活上の問題を早期に把握し、専門機関につなげられるなど、地域特有の福祉課題へのきめ細かな対応につながるため、地域により密着した小地域福祉活動の推進を図っていく必要があります。

今後の展開

地域で取り組むこと

住み慣れた地域で暮らし続けられるように、小地域福祉活動を促進します。

【取組のポイント】

- 顔の見える関係づくりの機会となるような場や、地域住民が活躍できる場の充実を図ります。

推進していく取組

4	介護予防や健康づくりなどを通じた顔の見える関係づくり				
実施主体	社会福祉協議会、市、地域住民等				
方針・目標	顔の見える関係づくりにつながるように、介護予防や健康づくりなど、住民の関心の高いテーマに基づく活動を推進します。				
取組の方法	身近な地域で行われる「みんなきらめけ！！ハッピー体操」や、体操の指導ボランティアへの参加を促進するなど、地域の介護予防や健康づくり活動を通じた顔の見える関係づくり推進します。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	評価・改善・計画・実行				

5	身近な地域での活躍の場の充実				
実施主体	社会福祉協議会、市、自治会、サロン、シニアクラブ等				
方針・目標	地域に住む誰もが地域の一員として地域で活躍できるような場の充実を図ります。				
取組の方法	シニアボランティアポイント制度を通じて、高齢者の地域貢献活動や社会参加を促進し、生きがいづくりや、お互い様のまちづくりへの理解を深められるように取り組みます。また、地域活動への参加の少ない男性、障害者や外国人なども地域で孤立しないように、地域における活躍の場の充実を図ります。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	評価・改善・計画・実行				

6	社協支部活動の充実				
実施主体	社会福祉協議会、社協支部、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体等				
方針・目標	社協支部を中心とした小地域福祉活動の充実を図ります。				
取組の方法	多くの地域住民が地域福祉に関心を持ち、小地域福祉活動に参加するように、社協支部が取り組む活動の周知を行い、社協支部への認知度を高めます。また、地域住民に寄り添った福祉活動を展開できるように、地域課題の把握や、支援の充実を図ります。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	評価・改善・計画・実行				

地域の取組の紹介

■松山地区では（地区別プランより）

男性は定年退職後に地域コミュニティに入ることが難しいと感じている人が多いため、子ども見守り隊や支え合いサポート事業など、やりがいのあるボランティア活動の魅力を周知します。また、健康づくりや、これまで培ってきた知識や経験を地域で生かせるように、月例ウォーキングや自治会活動などの地域行事を周知し、参加を呼び掛けていきます。

(4) 災害に備えた地域の基盤づくり ◆重点取組2

現状と課題

近年は大規模な地震、風水害などの災害が全国的に相次ぐ中、市では、地域における災害対策として、避難行動要支援者名簿の作成について取り組むなど、地域に根差した防災活動に取り組み、社会福祉協議会では、災害時に災害ボランティアセンターが機能的に運営できるような体制整備に取り組んできました。

しかし、令和元年10月の台風第19号は、これまで経験したことのない大規模な災害となり、河川の氾濫に伴う家屋の損壊・浸水や道路の冠水、一部の地域では湖のような状態になるほど深刻な事態となり、特に都幾川、新江川、九十九川の流域において被災された方々は、不自由な生活を強いられる状況になりました。

そのため、市から社会福祉協議会に災害ボランティアセンター開設の要請があり、市内外の企業や団体、個人の災害ボランティアの協力を受け、被災者の支援にあたってきました。また、被災者のニーズ調査や災害ボランティア派遣要請の支援などは自治会や民生委員・児童委員などの協力を得ながら行いました。

しかし、資材の調達体制などを含む災害ボランティアセンターの活動環境や、市との連絡・調整などの連携体制、災害ボランティア募集に関する情報発信の在り方など、今後の災害ボランティアセンター運営にあたって検討すべき課題も顕在化してきました。また、災害活動の経験のあるNPOなどの外部支援団体にも多く活躍していただきましたが、こうした外部支援団体による支援活動がより効率的・円滑に進められるように、情報共有・活動調整を行う体制の向上を図ることも大切です。加えて、被害が全市に及んだ場合の運営体制などについても、今後検討していく必要があります。

災害はいつ、どこで発生するかわからず、災害自体を防ぐことはできないものの、対応により被害を軽減することは可能であるため、災害時に備え、市との役割分担の明確化など連携体制の向上に取り組むとともに、自治会や民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、企業などと、日頃から顔の見える関係づくりを進めていく必要があります。また、台風第19号での経験を災害教訓として伝承し、住民一人ひとりが災害対応の担い手として活躍できるように、関係機関や関係団体と協力して、啓発活動や災害ボランティアについての周知を図っていくことが大切です。

今後の展開

地域における取組の方向

災害時に備えた地域の支え合い体制の強化に向けて取り組めます。

【取組のポイント】

- 避難行動要支援者の支援など、平常時から顔の見える関係づくりを進め、災害に備えます。
- 災害ボランティアセンターの運営体制の向上に向けた取組や災害ボランティアの育成などに取り組めます。

推進していく取組

7	防災活動の充実				
実施主体	社会福祉協議会、市、自治会、民生委員・児童委員協議会、ボランティア団体、商工会、地域住民等				
方針・目標	災害時における避難や復旧活動などにおいて、地域が協力して取り組める体制の強化を図ります。				
取組の方法	災害時の避難が難しい避難行動要支援者が迅速に確実に避難できるように、避難訓練を行うなど支援体制の充実を図ります。また、復旧活動が迅速に進むように、災害ボランティアセンターの迅速な立ち上げと円滑な運営が図れるように取り組めます。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	評価・改善・計画・実行				

地域の取組の紹介

■高坂丘陵地区では（地区別プランより）

防災活動や防犯活動の必要性を感じている住民も多く、安全・安心な地域づくりには、身近な近隣の住民同士の協力が不可欠であるため、防災活動や防犯活動など地域の活動を周知して参加促進を図り、安心して暮らせる安全な環境づくりに取り組めます。

基本目標3 地域福祉活動の担い手を育てる

育てる

(1) 互いに尊重し、支え合う意識の醸成 ◆重点取組3

現状と課題

地域福祉の推進は、より多くの地域住民の参加が重要であり、そのためには、地域福祉に対する関心を高め、住民同士が互いに尊重し合い、支え合う福祉意識の醸成を図ることが大切です。

社会福祉協議会では、小中学校における福祉教育の推進や、ボランティア体験など機会づくりに取り組んでいます。また、社会福祉協議会の広報紙やホームページを通じた情報発信なども行っています。

しかし、市が実施したアンケート調査では、若い世代の福祉に対する関心が低く、地域への参加も進んでいない状況がうかがえます。

地域福祉への関心が高まるように、多様な媒体を活用した啓発活動、PTAや子ども会、商工会など、地域の様々な活動団体と連携した福祉教育の展開など、地域福祉に対する理解や支援を求めていく必要があります。

また、サロン活動などを通じた世代間交流は、子どもから高齢者まで様々な地域住民が集うことで、地域福祉の必要性を認識するきっかけとなるため、今後もさらに取組を推進していく必要があります。

今後の展開

地域における取組の方向

様々な手段、機会を利用して、福祉意識の醸成を図ります。

【取組のポイント】

- 多様な媒体の活用や地域の団体と連携して、福祉に関する情報の発信に取り組めます。
- 若い世代を含め、地域福祉への関心が高まるように、福祉教育や世代間交流を推進します。

推進していく取組

1	福祉に関する情報発信				
実施主体	社会福祉協議会、市、ボランティア団体、商工会、地域住民、社会福祉法人等				
方針・目標	地域活動やボランティア活動の情報発信などを通じて、地域福祉に関心を持つ住民の増加を図ります。				
取組の方法	社会福祉協議会の広報紙やホームページを通じて、社会福祉協議会が行うボランティア講座などを周知し、住民の参加促進を図ります。また、地域資源である地域活動やボランティア活動、企業の社会貢献活動などについても紹介し、住民の理解と関心を高めます。さらに、地域福祉の担い手や社会福祉法人などとも連携し、多様な手法による情報発信を行います。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	評価・改善・計画・実行				

2	福祉教育の推進				
実施主体	社会福祉協議会、学校、教育委員会、PTA、ボランティア、商工会、当事者、地域住民等				
方針・目標	学校教育や生涯学習などを通じて、福祉について学べる機会の充実を図ります。				
取組の方法	地域住民と解決に向けてともに考え、取り組んでいけるように、福祉教育の充実を図ります。福祉教育が子どもの豊かな成長にもつながるため、学校教育の場や地域において学んでいけるように取り組みます。また、生涯にわたって福祉について学べるように、生涯学習や出前講座などの充実を図ります。さらに、企業の社会貢献活動が広がるように、商工会と連携を図ります。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	評価・改善・計画・実行				

(2) 地域福祉を支える人材の確保と育成

現状と課題

社会福祉協議会では、ボランティアセンターを設置し、ボランティアの募集や活動支援など、地域福祉を支える人材の確保と育成に取り組んでいます。地域では、サロン活動やシニアクラブなど、様々なグループ・団体が地域住民の暮らしを支えており、地域福祉の推進にあたって重要な役割を担っています。

しかし、市が実施した各団体を対象としたアンケート調査では、担い手の高齢化、新たな担い手の確保の難しさなどが浮き彫りになっています。地区懇話会においても、地域の各種活動において、担い手不足や高齢化が心配されており、地域福祉を支える多様な担い手の確保と育成が求められています。

また、地域課題が多様化、複雑化する中で、地域福祉活動の推進役となるリーダーの育成も重要となっています。

今後の展開

地域における取組の方向

地域福祉活動の持続可能性を高めるため、人材の確保と育成に取り組めます。

【取組のポイント】

- ボランティア活動や地域活動に関する情報発信、講座や研修会の開催、活動に参加することの意義などの啓発などを行い、多様な人材の確保に取り組めます。
- 世代交代も視野に入れて、地域福祉活動の推進役となるリーダーの育成に取り組めます。

推進していく取組

3	地域の福祉の担い手の確保				
実施主体	社会福祉協議会、市、ボランティア団体、シニアクラブ連合会、地域住民等				
方針・目標	地域福祉活動の多様な担い手の確保・育成やリーダーの育成に取り組み、地域福祉活動を円滑に推進するための体制づくりを進めます。				
取組の方法	<p>地域福祉活動の担い手を育成する講座や研修を充実するとともに、多様な媒体を活用したボランティア情報の発信や、活動に参加することの意義の啓発などを行います。</p> <p>また、活動の推進役となるリーダーの育成に向けて、講座や研修会の充実、必要な情報提供や助言、グループ・団体間の情報交換の場の設置など、世代交代を視野に入れたリーダーの育成に取り組みます。</p> <p>さらに、地域住民が自らのボランティア活動を発信したり、新たな活動に参加するなど、積極的に地域福祉の担い手として活動に参加することを促します。</p>				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	評価・改善・計画・実行				

地域の取組の紹介

■平野地区では（地区別プランより）

平野地区は、9地区に分かれており、サロン活動をはじめとする地域の活動に住民が参加し、活発になるように、先進事例の情報の入手や、講習会及び研修会を全地区で開催します。

(3) 地域福祉を推進する人材の確保と育成

現状と課題

福祉的支援を必要とする方が増加する一方で、福祉サービスを提供する専門性の高い福祉人材の不足が全国的に深刻な問題となっています。

社会福祉協議会では、介護職員初任者研修を他のサービス事業者と共催、協力して実施するなど、福祉サービスの担い手の確保に努めており、今後も事業を継続していく必要があります。

また、障害者や子ども・子育ての分野などにおいても、恒常的に担い手が不足しているため、地域福祉を支える人材の育成・確保に向けて取り組む必要があります。

今後の展開

地域における取組の方向

専門的な知識や経験を有する福祉人材の確保に向けて取り組みます。

【取組のポイント】

- 地域のサービス事業者と連携し、福祉職の魅力を伝える情報発信や、担い手の養成講座などを行います。

推進していく取組

4	福祉サービスの担い手の確保				
実施主体	社会福祉協議会、市、サービス事業者等				
方針・目標	地域の福祉人材の創出と介護サービスの質の向上を図ります。				
取組の方法	介護員養成に係る事業の周知や、研修内容の充実に向けて取り組みます。また、離職した福祉職人材の把握に努め、復帰に向けた助言や支援に努めます。さらに、福祉教育や広報活動を通じて福祉職の魅力を伝える情報発信を行います。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	評価・改善・計画・実行				

(1) 福祉サービスを必要とする人の支援体制の充実

現状と課題

社会福祉協議会では、市から受託した高齢者や障害者などを対象とした公的な福祉サービスを提供している他、相談支援事業や福祉サービス利用援助事業を通じて、福祉サービスを必要とする人をサービスにつなげる取組も行っています。また、比企地区在宅医療・介護連携推進事業や介護予防・生活支援体制整備事業など、地域の福祉基盤の強化を図る事業にも取り組んでいます。

支援が必要になっても、住み慣れた地域で暮らしたいと多くの住民が考えており、そうした願いを実現できるように、住民と行政機関をつなぐ存在として、相談支援の充実や行政と連携した福祉サービスの向上への取組などを推進する必要があります。

今後の展開

地域における取組の方向

福祉サービスを必要とする人が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

【取組のポイント】

- 支援を必要とする住民を福祉サービスにつなげられるように、相談支援や福祉サービス利用援助事業などの充実に取り組みます。
- 住民の福祉ニーズの把握や解決に向けた仕組みづくりなど、サービスの向上につながるように、市やサービス事業者などが連携を図りながら取り組んでいきます。

推進していく取組

1	福祉サービスを必要とする人への支援				
実施主体	社会福祉協議会、市、サービス事業者等				
方針・目標	支援を必要とする人が安心して福祉サービスを利用できる体制を整備します。				
取組の方法	地域の様々な活動を通じて把握した支援が必要な住民に対して、福祉サービスが適切に利用できるよう取り組みます。また、利用手続き等が難しい場合には、福祉サービス援助事業を活用するなど、支援の充実に向けて取り組みます。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	評価・改善・計画・実行				

(2) 生活困窮者等への包括的な支援体制の充実 【重点取組】

現状と課題

生活困窮者への支援として、社会福祉協議会では緊急小口資金貸付事業や、埼玉県生活福祉資金貸付事業、彩の国あんしんセーフティネット事業を行っています。

生活困窮者は、失業や家族の介護、子どもの養育（貧困）、借金問題などにより生活に困窮するほど社会から孤立し、自ら支援を求めることができなくなると言われており、早期発見が重要となっています。

また、ひとり親世帯は経済的な問題や養育に困難を抱えているケースが多い状況にあります。

そのため、各種支援事業に関する情報を地域住民や関係機関などへ周知するとともに、見守りや声かけなど、日常的な支援活動を推進する必要があります。

今後の展開

地域における取組の方向

生活困窮者等の自立更生に向けた支援につなげられるように取り組みます。

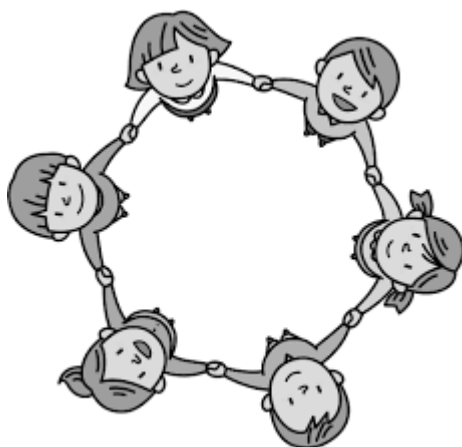
【取組のポイント】

- 生活困窮者などが自立した生活を送れるように、関係機関などとの連携体制を充実し、住民へ協力の呼びかけを行います。

推進していく取組

2	緊急小口資金貸付による支援				
実施主体	社会福祉協議会、市、民生委員・児童委員等				
方針・目標	必要に応じて資金を貸し付け、応急的な生活の安定と自立の助長を図ります。				
取組の方法	一時的に生活が困窮している低所得者世帯などに対して、応急的に生活安定と自立の助長を図るため、必要に応じて資金を貸し付けます。相談者の状況を把握し、状況が改善できるように支援します。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	評価・改善・計画・実行				

3	子どもへの支援				
実施主体	社会福祉協議会、市、民生委員・児童委員、PTA、子ども会、ボランティア等				
方針・目標	親から子どもへの貧困の連鎖を止めるため、関係機関などが連携した体制整備に取り組みます。				
取組の方法	ひとり親世帯や経済的に困窮している世帯の子どものため、関係機関が連携して、子ども食堂や学習支援の充実に取り組みます。また、地域住民に対しても協力の要請を行います。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	評価・改善・計画・実行				



(3) 多様な参加・協働による包括的な相談支援体制の整備 ◆重点取組1

現状と課題

社会福祉協議会では、総合福祉エリアの総合相談センターにおいて、高齢者や障害児・者、家族を対象とした相談業務を一元化することで、様々な相談を24時間365日受け付けられる体制をとっています。また、身近な地域の相談窓口として、各地区の市民活動センターに地域福祉コーディネーターを配置するなど、包括的な相談支援体制の整備に取り組んでいます。

近年、相談内容は複雑化、多様化しているため、市との連携強化や、担当職員の資質向上などに取り組む必要があります。

今後の展開

地域における取組の方向

必要な支援につなげられる包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。

【取組のポイント】

- 地域福祉コーディネーターによる身近な場所での相談窓口としての機能強化や、総合相談センターなどの各種相談支援活動の充実を図ります。

推進していく取組

4	地域福祉コーディネーターの強化				
実施主体	社会福祉協議会、市、地域住民等				
方針・目標	身近な地域の相談窓口として、また、地域住民が主体的に取り組む福祉活動とともに推進するために、地域福祉コーディネーターの強化を図ります。				
取組の方法	地域住民からの多様な相談に対応するほか、支え合いサポート事業やサロン活動、避難行動要支援者個別計画作成支援など地域住民とともに小地域福祉活動を推進します。そのため、市民への周知を図るとともに、担当職員の研修の充実、市や関係機関との連携強化を図ります。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	評価・改善・計画・実行				

(4) 情報アクセスやコミュニケーション支援の充実

現状と課題

社会福祉協議会の広報紙やホームページでは、社会福祉協議会の取組や地域福祉の情報を発信しています。

しかし、市が実施した市民向けのアンケート調査では、社会福祉協議会や社協支部の認知度は低い状況であり、地域福祉活動を全市的に展開するためにも、継続的に情報を発信していく必要があります。

また、情報の入手が困難である障害者の暮らしを支えるために、聴覚障害者のための手話通訳派遣事業や視覚障害者のための同行援護研修なども継続して取り組んでいく必要があります。併せて、要約筆記など様々な意思疎通支援についても周知する必要があります。

今後の展開

地域における取組の方向

地域福祉に関する情報を誰もが入手できる環境づくりを進めます。

【取組のポイント】

- 広報紙やホームページなど多様な情報提供手段を活用し、社会福祉協議会や社協支部、地域福祉についての情報を発信します。また、誰もが情報を入手して地域で暮らせるように、環境づくりを進めます。

推進していく取組

5	情報提供にあたる支援者の養成				
実施主体	社会福祉協議会、市、民生委員・児童委員、ボランティア等				
方針・目標	聴覚や視覚に障害のある方が情報を入手し、安心して地域で暮らせるよう、支援者の養成やボランティアの活用などに取り組みます。				
取組の方法	関係団体と協働し、地域において手話や要約筆記など意思疎通支援ができる支援者を増やすために、人材の養成やボランティアの活躍の場の拡充に向けて取り組みます。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	評価・改善・計画・実行				

(5) 地域での暮らしを支える権利擁護体制の充実

現状と課題

社会福祉協議会では、市から委託を受けて、平成31年4月より成年後見センターの運営を行っているほか、法人後見事業や福祉サービス利用援助事業も実施しています。

今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、障害者の親亡き後の問題などにより、利用ニーズも増えてくることが予想されます。

福祉サービスの利用手続きや、日常生活に必要な金銭管理、重要な書類の管理などが困難になっている住民の不安を解消し、安心して地域で暮らせるように、成年後見制度の普及啓発、利用促進を図っていく必要があります。

今後の展開

地域における取組の方向

成年後見制度の普及啓発及び利用促進に取り組みます。

【取組のポイント】

- 認知症の方や知的障害者、精神障害者などが、成年後見制度を利用し、安心して地域で暮らせるように支援します。

推進していく取組

6	成年後見制度の普及啓発				
実施主体	社会福祉協議会、市等				
方針・目標	判断能力が十分ではない方が地域で安心して生活を送ることができるように、成年後見制度の普及に取り組みます。				
取組の方法	成年後見センターにおいて、成年後見制度に関する普及啓発や相談援助を実施し、成年後見制度の利用促進に取り組みます。併せて、法人後見事業や福祉サービス利用援助事業にも取り組みます。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	評価・改善・計画・実行				